

り。依りてかね腐りと云ふともいへり。又石川郡市川村の金くらひ橋は、橋下に磁石ありて、往來のもの灯を取らるゝなり。故に此の橋に鐵釘を用ゆれば、一夜之内に抜き取るるとて用ひずといへり。とあり。今按ずるに、金腐橋また金鎖橋とも呼べる橋名の來由、其の傳説どもさまざま傳承すれど、その確實はいづれにや。淺香氏の河中に磁石ありて鐵氣を吸ひ取らるゝゆゑに金腐橋といふとの説は、彼の石川郡市川村なる金くらひ橋の事と混じたる傳説ならんか。兩川にさる事ありとの事を知らず。尙土人に質問して、その實否を聞糾すべき事にこそ。

○歩士澤田新八傳話

山本基席の微妙公遺事別集に云ふ。御徒衆之内澤田新八事、微妙公の御意に違ひける事ありて閉門被仰付置たり。然るに江戸御參勤被遊に付、小松を御發駕にて、金澤淺野屋次郎兵衛方に御旅宿にて、翌朝御立被遊、大樋町端邊まで御越之處、金くさり橋のあなたへ澤田新八罷出、田の際につくばひ居たり。供奉の人々何茂、あれは御折檻人なり、いかゞと存知ける處に、程近くなり御見つけ被遊て、澤田

新八めかと御意なり。其通のよし申上げれば、あれは閉門させ置きたり。何とて罷出候哉。尋ねて參候へと御意にて、御駕籠立ちたり。御駕籠臨の者新八に相尋候へば、御在國中には御免可被遊かと相侍罷在處に、其儀無之、昨日既に御發駕被遊候。若しは金澤にても御免可被成かと奉存候へども、それも無御座候へば、最早來年御歸城迄は頼もつき候。左候へば相果申方増かと奉存候。乍去自害可仕よりは、御自通りへ罷出、何れもに切殺されたるが、御憤もやみ宜敷筈と奉存、罷出届申由申上候に付、其段逐一申上候處、御聞被遊、一年閉門させても足のよわらぬやつじや。猿の皮の毛巾着をさげ申が、于今所持候哉と尋候へと御意也。尋候へば、是に御座候由懷中より取出し相渡候故、入御覽候處、是をさげ御供可仕よし御意にて、江戸へ御供して御奉公申上げたり。思ひ切りたる事は御免被成事間々有之よし、其節御供仕たる鹽江半左衛門咄承る。とあり。按ずるに、右年曆は未だ詳かならず。慶安承應の頃なるべし。三州志榎齋餘考に云ふ。景周謹みて微妙公の爲人を按ずるに、聰慧顯敏其の知懸鏡の如く、一を以て百

を綜し、貴賤上下の情に通じ、治亂得失の理に達し給ふ。と云々。

○刑法場跡

舊傳に云ふ。舊藩中の刑法場、昔は茶屋橋邊にありしを、後追々下口へ追ひ出されしとぞ。今按ずるに、茶屋橋は金腐橋の閑誤りなるべし。袖裏雜記に、享保十六年十月刑法場詮議之儀に付、里長御所村長次郎言上書を如左記載せり。

就御尋申上候

一、下口はりつけ場、五十ヶ年許以前は、百坂村領往還際東の山手に御座候處、往還並松之脇往來に程近く御座候故、御家中御侍様方御難儀被爲成、且又往來人も殊之外難儀仕由にて、金くさり橋之下河原に暫く被仰付候。然共此所は場所悪敷由にて、小坂村領山之根、只今之所に御替被爲成候。年數五十ヶ年許之由、小坂村年罷寄候者共申候。以上。

亥十月廿日

御所村長次郎

按に享保十六年より五十年前は、延寶寛文なり。年代摘

要に、寛文十二年はり付場下口場所替之會議、十一月四日公事場より申來。と見ゆ、改作所舊記に左の書簡を載せたり。

跡々於下口張付に申付候者、おつ坂出口にて候處、悪敷由御老中被仰候。可然所早速見立候様に可有御申付候。御左右次第、此方より人遣見せ可申候。以上。

十一月四日

菊池十六郎

林十左衛門殿

岡島兵庫

千秋半兵衛殿

按ずるに、此の時百坂に移轉せしにや。おつ坂は則小坂村をいへり。

○小坂村陰火

元文三年六月、河北郡能瀬村彌右衛門等より書出したる産物品書上帳に、小坂村領にぼうだら山と申所より、夏より秋へ懸り、毎夜暮六つ時より火の玉のやうなるもの出で、納り申時刻は相極不申。とあり。按ずるに、此の陰火の事は改作所舊記にも左の如く記載せり。